

巻頭エッセイ

新しい年を迎えて



一般財団法人 民事法務協会 会長 内田 貴

「民事法務」の読者の皆様、明けましておめでとうございます。

去年は、元日に能登半島で最大震度7の地震が発生し、能登半島を始めとする北陸地方に甚大な被害をもたらしました。さらに、9月には、能登半島を記録的大雨が襲い被害を拡大させる事態となりました。このように、去年は、自然災害の恐ろしさを改めて認識させられた年となりました。被害に遭われた方々に改めましてお見舞いを申し上げます。

一方で、スポーツ界では明るい話題が多くありました。パリ五輪では、連日日本選手の活躍が報じられ、また、MLBでは大谷選手が前人未踏の「50 - 50」を達成し、MVPを獲得するなど、多くの勇気と感動を与えられました。

また、新紙幣の発行やマイナス金利の解除、1898年の統計開始以来、夏、秋の平均気温がもっとも高い年となったなど、様々な出来事、話題があった1年でもありました。

さて、当協会の使命は、民事法務制度の更なる発展と円滑な運営に寄与するというものですが、去年もこの使命を果たすため、これまでの経験を生かし、創意工夫しながら、それぞれの事業において取り組むべき課題に積極的に取り組んでまいりました。

まず、いわゆる乙号事務の受託事業につ

きましては、昨年10月から、これまでの東京法務局、水戸地方法務局、前橋地方法務局及び甲府地方法務局の4法務局に、横浜地方法務局、さいたま地方法務局、千葉地方法務局、静岡地方法務局及び長野地方法務局の5法務局を加えて合計9法務局の受託業務を開始しております。現在、これらの9つの法務局において従事職員が合計1,300名を超える体制で日々円滑な業務の実施に努めているところです。

次に、登記情報提供事業につきましては、昨年4月に登記情報提供サービスの利用料金を引き下げました。これまで採ってきた平日の利用時間の延長、休日への利用拡大といった施策や昨年4月から始まった相続登記の義務化のほか、この利用料金の引下げも影響したのかもしれませんが、利用登録者数及び利用件数ともに、増加を続けているところです。また、利用者の方の利便性の向上を図るため、登記情報提供サービスのホームページ上にAI搭載型のチャットボットを導入しましたが、さらに、昨年頃から当該ホームページのリニューアルにも着手しており、引き続き、サービスの運用が適正・円滑に行われ、利用者の方に対して、より使いやすいシステムとなりますよう努めてまいります。

成年後見事業につきましては、現在、法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）

部会で成年後見制度の見直しの審議が進められていると聞いています。どのように見直しが行われるかにかかわらず、当協会としましては、事業の質を落とすことなく今後も成年後見事業に有意に関わっていくことができますよう、事務の効率化・能率化を図りながら、対応していきたいと思えます。

当協会の成年後見事業は、社会貢献をキーワードに、成年後見制度の利用を必要とする方々がおられれば、積極的に成年後見人等を受任し、成年後見制度の利用促進に寄与することを方針として掲げています。このような方針の下、法人後見人として、法律及び社会福祉の専門知識と経験の

ある職員がチームとなり、成年後見制度による支援を必要とする方々に寄り添い、支えることによって、多くの信頼を得てまいりました。

本年もこれまで以上に利用者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、更なる事業の充実を図っていきたくと考えております。

このように、当協会は、今後の更なる発展を目指し、職員が一丸となって各事業に取り組んでいく所存でありますので、引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良い年となりますよう、お祈り申し上げます。